

令和8年4月吉日

お客さま各位

しずおか焼津信用金庫

70歳以上のお客様へ

1日当たりのキャッシュカード出金限度額引下げのお知らせについて

しずおか焼津信用金庫では、令和8年4月20日（月）に、下記のとおり1日当たりのキャッシュカード出金限度額（以下「出金限度額」といいます）の引下げを実施します。

本件は、高齢者のキャッシュカードによる特殊詐欺被害の防止を目的として、静岡県内の全信用金庫が静岡県警本部と連携して取り組んでいる対策になります。

対象となるお客様におかれましては、大変ご不便をお掛け致しますが、お客様の大切なご預金を悪質な犯罪からお守りするための対策となりますので、何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. キャッシュカードによる1日あたりのご出金限度額（20万円または50万円）の引下げについて

（1）対象となるお客様

令和8年3月31日時点において、当金庫でキャッシュカードをお持ちで以下2点のいずれにも該当するお客様。

- ① 年齢70歳以上のお客様
- ② 過去1年間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）、当金庫及び他行庫のATMにおいて、1日（累計）のご出金額が

20万円以下の口座 → ご出金限度額20万円へ引下げ
20万円超50万円以下の口座 → ご出金限度額50万円へ引下げ

（2）引下げ実施日

令和8年4月20日（月）

なお、対象となったお客さまには、お届のメールアドレスにご案内をしております。（ご登録がない方、または、設定等の理由でメールが通知されなかった方に、別途ご案内はしておりません）

2. 出金限度額の引下げ実施後における同限度額の変更について

キャッシュカードによるご出金限度額の引上げ（引下げ）を希望される場合は、書類によるお手続きが必要となりますので、末尾のお問い合わせ先までご連絡ください。

なお、令和8年4月20日（月）以前に、お客さまからのお申し出により出金限度額の引上げをした口座についても、上記の「出金限度額引下げ基準」に該当する場合は、出金限度額の引下げ対象となりますのでご注意ください。

3. 今後の出金限度額引下げの実施予定について

- (1) 今後は定例により、毎年4月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に以下に該当するお客さまを対象として出金限度額の引下げを実施します。

<出金限度額引下げ対象者>

出金限度額引下げ実行日の前月末日（3月31日）現在で70歳以上の個人の方のうち、前年度1年間（4月1日から3月31日）におけるATMでの1日の出金合計額が前述の「出金限度額引下げ基準」に該当する方

（具体例）

令和8年4月20日が出金限度額引下げの実施日となる場合、前年度1年間（令和7年4月1日から令和8年3月31日）におけるATMでの1日の出金合計額により「出金限度額引下げ基準」への該当を判定します。

- (2) 次回は令和9年4月20日（火）に実施します。

4. 本件に関する問い合わせ先

本件に関するご不明点等は、口座のお取引店までお問い合わせください。

- (1) お取引店の連絡先

しずしんインターネット支店

専用フリーダイヤル 0120-424-055

しずしんインターネット支店以外の店舗

当金庫公式ホームページでご確認ください。

- (2) 受付時間 平日9:00～17:00

（土、日、祝日および12月31日～1月3日を除きます）

以 上